

議案第25号

飛騨市精神障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例について

飛騨市精神障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月8日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

受給資格の一部変更及び支給手続の簡素化のための改正

飛驒市精神障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例

飛驒市精神障害者福祉手当支給条例（平成17年飛驒市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第45条第2項」を「第45条」に、「精神保健福祉手帳」を「精神障害者保健福祉手帳」に改め、同項第2号中「飛驒市福祉医療費助成に関する条例（平成16年飛驒市条例第117号）により、福祉医療費の助成対象者となっている者で、3箇月」を「3箇月」に改め、同項第3号を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飛驒市精神障害者福祉手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた処分、手続その他の行為について適用し、同日前になされた処分、手続その他の行為に対する取扱いについては、なお従前の例による。

飛騨市精神障害者福祉手当支給条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。) 第45条第2項の規定により精神保健福祉手帳 _____ を所持している者のうち、次の各号に掲げる者を除く者をいう。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者</p> <p>(2) 飛騨市福祉医療費助成に関する条例(平成16年飛騨市条例第117号)により、福祉医療費の助成対象者となっている者で、 3箇月以上入院している者</p> <p>(3) 法第29条の規定による措置入院者で法令等の規定により、国又は都道府県等の負担による医療に関する費用の給付を受けている者で、3箇月以上入院している者</p> <p>第3条・第4条 略 (手当の額及び支給方法)</p> <p>第5条 手当の額は、障害者1人につき、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 精神保健福祉手帳1級 月額 5,000円</p> <p>(2) 精神保健福祉手帳2級 月額 3,000円</p> <p>(3) 精神保健福祉手帳3級 月額 3,000円</p> <p>2 手当は、受給資格の認定を受けた日の属する月の翌月から、受給資格を喪失した日の属する月まで支給する。</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。) 第45条 _____ の規定により精神障害者保健福祉手帳を所持している者のうち、次の各号に掲げる者を除く者をいう。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者</p> <p>(2) _____ _____ 3箇月以上入院している者</p> <p>_____ _____ _____</p> <p>第3条・第4条 略</p> <p>_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p>

3 手当は、4月、7月、10月及び1月にそれぞれの前月までの分を支給する。ただし、受給資格を喪失した者の手当は、支給月でない月であっても支給することができる。

4 支給日は、前項で定める支給月の10日とする。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日に当たるときは、その前日を支給日とする。

第6条 略

第7条 略

第8条 略

第9条 略

第10条 略

附 則 略

第5条 略

第6条 略

第7条 略

第8条 略

第9条 略

附 則 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市精神障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	受給資格の一部変更及び支給手続の簡素化のための改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>(1) 本手当は、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方を日頃支援している保護者に対して支給するものであるが、同手帳所持者が長期入院された場合、入院医療費は福祉医療制度や措置入院等公費負担により賄われるため、3箇月を超えて長期に入院される場合は、保護者は手当を受給できないこととなっている。ただし、世帯に課税所得者のいる軽度者の医療費には公費負担がないため、その保護者は手当を受給できることとされている。しかし、軽度者の長期入院ケースは実態としてはほぼないこともあり、医療費の公費負担の有無にかかわらず3箇月を超えた長期入院中は、同手当の支給対象外とすることで統一する。(第2条関係)</p> <p>(2) 手当の額及び方法について、予算の統制下でその内容について規則に委任し、判定の基準日や支給手続について簡素化や効率化を図る。具体的には手当額は変更せず、月額による年4回の支給を年額一括支給に変更する。なお、現受給者については、現行の手続を望む場合は現行の手続を継続する。これより、対象者の手続き負担の軽減や市の事務負担の軽減を図るものである。(第5条関係)</p>
市民への影響等	<p>(1) 上記の手帳3級所持者が長期入院者した際に保護者への手当支給がなくなるが、該当する例はほぼないため、影響はない。</p> <p>(2) 手当額や手続方法の規定を規則に委任するが、年間支給総額は変更しないことや、既存受給者については現行の支給方法を継続することもできるようにするため、影響はない。</p>
施行日	令和6年4月1日
備考	